（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

質　問　書

2024嶺南誘客キャンペーン実行委員会

会長　杉本　達治　様

　企業名　　：

担当者名　：

電話番号　：

電子メール：

〈事 業 名〉

「青々吉日TSURUGA WAKASA」発信事業企画運営業務

〈質問事項〉

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

（様式第２-１号）

令和　　年　　月　　日

参　加　表　明　書

2024嶺南誘客キャンペーン実行委員会

会長　杉本　達治　様

所在地　〒

事業者名

代表者名

「青々吉日TSURUGA WAKASA」発信事業企画運営業務のプロポーザルに参加したいので、関係書類を添付して提出します。なお、参加表明にあたり、公募公告の２「企画提案に応募する者に必要な資格」に定める要件を満たしていることを誓約します。

〈概　要〉

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 |  |
| 本業務の担当部署 | (担当部署名)(担当者名)(所在地)(電話・ＦＡＸ)(電子メール) |
| (主な業務) |

（添付書類）

　１　福井県の競争入札参加資格通知書の写し（登録手続き中の場合は申請書の写し）

２　県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

（様式第２-２号）

委託業務共同企業体協定書　※参考様式のため適宜修正すること

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）「青々吉日TSURUGA WAKASA」発信事業企画運営業務

（２）前号に付帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、（名称○○○○）（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○丁目○○番地に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第４条　当共同企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、第１条に規定する業務の委託契約の履行完了後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　第１条に規定する業務を受託することができなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る業務委託が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所および名称）

第５条　当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住　　　　　所

商号または名称

代表者職氏名

住　　　　　所

商号または名称

代表者職氏名

［※以下構成員を列記］

（代表構成員の名称）

第６条　当共同企業体は、○○○○○○を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第７条　当共同企業体の代表構成員は、第１条に規定する業務の履行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者および監督官庁等と折衝する権限、業務委託代金の請求および受領ならびに当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

商号または名称　　　　　　　　○○％

商号または名称　　　　　　　　○○％

［※以下構成員を列記］

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織および編成ならびに第１条に規定する業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完遂にあたるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、第１条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当共同企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当共同企業体は、第１条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が第１条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち第１条に規定する業務途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完遂する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有したところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、第１条に規定する業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員および発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが第１条に規定する業務途中において破産または解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表構成員の変更）

第１７条の２　代表構成員が脱退し、もしくは除名された場合または代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に加えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条　当共同企業体が解散した後においても、第１条に規定する業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表構成員○○○○○○）他○○社 、上記のとおり（名称○○○○）を結成したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

代表構成員　住　　　　　所

商号または名称

代表者職氏名 印

構成員　住　　　　　所

商号または名称

代表者職氏名 印

［※以下構成員を列記］

（様式第３号）

令和　　年　　月　　日

辞　退　届

2024嶺南誘客キャンペーン実行委員会

会長　杉本　達治　様

所在地　〒

事業者名

代表者名

「青々吉日TSURUGA WAKASA」発信事業企画運営業務について、参加表明書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

　理由：